

# 1. はじめに♪

皆さんこんにちは。秋も深まってま いりましたが、いかがお過ごしでしょ うか? 知的財産の「伝説の名指揮者 (?) | こと弁理士の中川淨宗です。

前回のレッスンでは、芸能人やス ポーツ選手などの有名人は、自分の氏 名・肖像などが持つ顧客吸引力につい て、これにタダ乗りする他人を排除し ながら、自分だけが独占的に利用でき るという「パブリシティ権」について お話ししました。

それでは、前回の内容も踏まえて、 パブリシティ権のつながりで、今回は 最高裁判所の平成16年2月13日の判 決「ギャロップレーサー事件」を紹介 しましょう。

今回のレッスンを通じて、皆さんに は、動物などの「物」の所有者には自 分の所有物の名称や形などを独占的に 使用する権利はあるのか、すなわち 「物」にパブリシティ権はあるのかと いう問題をマスターしていただきたい と思います。これで皆さんもパブリシ ティ権の「名演奏家」です。

# 2. 「物」の顧客吸引力?

さて、有名人などの「人」の氏名な どは、それを使用した商品の売り上げ などを増大させることができる顧客を 引き寄せるパワー [=顧客吸引力] を 持つ場合があることは、前回のレッス ンでお話ししました。

それでは、動物などの「物」の名称 や形がこのような顧客吸引力を持つ場 合はあるのでしょうか?

1つ例を挙げましょう。動物が大好 きで心の優しいP子が、ウサギのQ助 を飼っていたとします (童話風に)。

あるとき、P子が、やむなく南極に 置き去りにされてしまったウサギがた くましく生き延びるというストーリー の映画(アレ、往年の名作では?)の オーディションにQ助を応募したとこ ろ、Q助は主役に抜擢され、映画も見 事に大ヒットしました。

それ以降、Q助は、TV番組やCMへ の出演、そして歌手デビューと大忙し になり、日本を代表するスーパー動物 アイドルになったとします(童話なら P子に恩返しして終わりですね)。

さて、前回同様、同じ粘土から作っ て同じ温度で焼いた同じ形の2つのマ グカップ  $\alpha$  と $\beta$  があるとします。

 $\alpha$  はのっぺらぼうですが、 $\beta$ にはQ 助の名前と愛くるしい姿が描かれてお り、「ボクが温めてあげるねめ」といっ たセリフまで書かれています。これは ウサギ好きにはたまらないでしょう。

ここで、お店にマグカップ $\alpha$ と $\beta$ を 並べた場合、やはりβのほうがよく売 れるのはいうまでもありません。そう すると、Q助の名前と姿には顧客吸引 力があるということになります。

Q助のような動物は日本の法律(民 法)では「物」として取り扱われます から、Q助はP子の所有物です。

もし、R社がP子の承諾を得ないで、 先ほどのマグカップβを製作、販売し ている場合、P子はR社に対して、β の製作、販売の中止や損害賠償などを 請求できるのでしょうか? ここが今 回のレッスンのポイントです。

では、「物」の名称なども顧客吸引 力を持つ場合があることを念頭に置き ながら判決を紹介していきましょう。



# 3. この事件のありすじ♪

まずは、この事件の「主人公」を紹 介しましょう。

1人目の主人公である原告 X さんた ちは、競走馬の所有者または元所有者 の方々です。

2人目の主人公である被告Y社は、 ゲームソフトの製造および販売を事業 として行っている株式会社です。

次に、この事件の「あらすじ」につ いてお話ししましょう。

Y社は、Xさんたちの承諾を得ない で、Xさんたちの所有するまたは過去 に所有していた競走馬(本件各競走馬) の名称を使用した家庭用および業務用 の各ゲームソフト(商品名「ギャロッ プレーサー および「ギャロップレー サーⅡ | 〈本件各ゲームソフト〉)を製 作し、販売していました。

本件各ゲームソフトは、ゲームのプ レーヤーが騎手となって、ゲームに登 録されている競走馬に騎乗し、実在の 競馬場を模した画面でレースを展開す るという内容です(実際にプレーした 経験のある読者もいることでしょう)。

本件各ゲームソフトに登録されてい る競走馬の名称は、ほとんどが実在す る競走馬の名称です。また、本件各競 走馬の名称の一部が本件各ゲームソフ トのパンフレットに記載されているこ とを除いて、本件各競走馬の名称が本 件各ゲームソフトの宣伝広告などに使 用されたことはないようです。

最後に、この事件の「争点」を確認 しておきましょう。

Xさんたちは、本件各競走馬の名称 などが持つ顧客吸引力などの経済的価 値を独占的に支配する財産的権利「= 物のパブリシティ権〕を持っているこ とを理由として、Y社が、Xさんたち の承諾を得ないで、本件各ゲームソフ トに本件各競走馬の名称などを使用し たことによって、自分たちの物のパブ リシティ権を侵害したと主張しました。

そこで、Xさんたちが、Y社に対し て、本件各ゲームソフトの製作、販売 等の差止めおよび不法行為による損害 賠償を求めたのがこの事件です。

この事件の地方裁判所および高等裁 判所の判決では、XさんたちからY社 への請求について、差止請求は認めら れませんでしたが、損害賠償請求は一 部認められました。

それでは、この判決が示しているい くつかのテーマに沿って、判決の内容 を押さえていきましょう。

# 4. この判決の内容♪

#### 1. 所有権について

この判決の1つ目のポイント

競走馬等の物の所有権は、その物 の有体物としての面に対する排他的 支配権能であるにとどまり、その物 の名称等の無体物としての面を直接 排他的に支配する権能に及ぶもので はない。

よって、第三者が、競走馬の有体 物としての面に対する所有者の排他 的支配権能を侵すことなく、競走馬 の名称等が有する顧客吸引力などの 競走馬の無体物としての面における 経済的価値を利用したとしても、そ の利用行為は、競走馬の所有権を侵 害するものではないと解すべきであ

本件においては、Y社は、本件各 ゲームソフトを製作、販売したにと どまり、本件各競走馬の有体物とし ての面に対するXらの所有権に基づ く排他的支配権能を侵したものでは ないことは明らかであるから、Y社 の本件各ゲームソフトの製作、販売 行為は、Xらの本件各競走馬に対す る所有権を侵害するものではないと いうべきである。

# 2. 物のパブリシティ権について

現行法上、物の名称の使用など、 物の無体物としての面の利用に関し ては、商標法、著作権法、不正競争 防止法等の知的財産権関係の各法律 が、一定の範囲の者に対し、一定の 要件の下に排他的な使用権を付与 し、その権利の保護を図っているが、 その反面としてその使用権の付与が 国民の経済活動や文化的活動の自由 を過度に制約することのないように するため、各法律は、それぞれの知 的財産権の発生原因、内容、範囲、 消滅原因等を定め、その排他的な使 用権の及ぶ範囲、限界を明確にして いる。

#### この判決の2つ目のポイント

上記各法律の趣旨、目的にかんが みると、競走馬の名称等が顧客吸引 力を有するとしても、物の無体物と しての面の利用の一態様である競走 馬の名称等の使用につき、法令等の 根拠もなく競走馬の所有者に対し排 他的な使用権等を認めることは相当 ではなく、また、競走馬の名称等の 無断利用行為に関する不法行為の成 否については、違法とされる行為の 範囲、態様等が法令等により明確に なっているとはいえない現時点にお いて、これを肯定することはできな いものというべきである。

#### 3. ライセンスの実体について

なお、競走馬の名称等の使用料の 支払を内容とする契約が締結された 実例があるとしても、それらの契約 締結は、紛争をあらかじめ回避して 円滑に事業を遂行するためなど、 様々な目的で行われることがあり得 るのであり、このような契約締結の 実例があることを理由として、競走 馬の所有者が競走馬の名称等が有す る経済的価値を独占的に利用するこ とができることを承認する社会的慣 習又は慣習法が存在するとまではい えない。

#### 結論

以上によれば、Xらは、Y社に対 し、差止請求権はもとより、損害賠 償請求権を有するものということは できない。

# 5. 実務への指針♪

結論としては、この事件ではY社が Xさんたちの競走馬の名前を無断で ゲームソフトに使用したことによる差 止請求および損害賠償請求は認められ なかったということですね。

今回の判決の意義として、次のよう な実務上の3つの大きな意義があると 考えられます。

1つ目の意義として、その所有者に 無断で、「物」の名称などが持つ顧客 吸引力を利用したとしても、その「所 有権」を侵害することにはならないと 述べている点にあります。

ここで、所有権という権利の内容を 簡単に確認しておくと、民法206条は、 「所有者は、法令の制限内において、 自由にその所有物の使用、収益及び処 分をする権利を有する | と規定してい ます。

そうすると、先ほどのQ助の例でい えば、P子は、自分の所有物であるQ 助について所有権を持っていますか ら、Q助を飼育すること(使用)、Q 助を映画会社に貸し出して出演料を稼 ぐこと (収益)、Q助を他人に譲渡す ること(処分)などを自由に行えるこ とになります。

ですが、この所有権という権利は、 今回の判決が述べるように、あくまで も「物」の有形的な存在としての「有 体物 |の側面を支配する権利であって、 「物」の名称や形などの「無体物」の 側面を支配する権利ではありません。

よって、例えば、先ほどのR社が、 P子のもとから「有体物」としてのQ 助をニンジンで誘惑して連れ去ってし まったような場合、P子は、所有権に 基づいて、R社に対し、Q助を自分に 返還するように請求できます。

# 【ひと目で分かるこの判決のポイント】 他人の所有物の名称・形 などを無断で使用する行為 所有権 他の知的財産法 物のパブリシティ権 の保護対象 o r 慣習法 試行使可



しかし、P子がQ助について持つ所 有権は、Q助の名前や姿といった「無 体物」の側面を支配する権利ではあり ませんから、P子は、所有権に基づい T、R社がQ助を描いたマグカップ $\beta$ を製作、販売しないように請求するこ とはできないのです。

2つ目の意義として、物の「無体物」 としての側面の無断利用について、そ の所有者に排他的な使用権を認めるこ とはできず、また、不法行為も成立し ないと述べている点にあります。

すなわち、最高裁判所は、物のパブ リシティ権を否定しているわけです。

したがって、Q助の例でいえば、P 子には、Q助の名前や姿などが持つ顧 客吸引力を独占的に利用するパブリシ ティ権はありませんから、物のパブリ シティ権に基づいて、R社がマグカッ プβを製作などしないように請求する こともできないのです。

3つ目の意義として、物の名称など を利用する際にライセンス料を支払う ことなどを約束するライセンス契約を 締結する実態があったとしても、所有 者が所有物の名称などが持つ顧客吸引 力を独占的に利用できることを認める 「社会的慣習や慣習法は現時点では存 在しない と述べている点にあります。

確かに、所有者が自分の所有物の名 前などを他人に使用させ、対価を得る という一種のライセンス契約を締結す るケースがないわけではありません。

しかし、そのようなライセンス契約 は、レアケースといえるでしょう。

よって、Q助の例でいえば、Q助の 名前などが持つ顧客吸引力をP子が独 占的に利用できるとするまでの社会的 な慣習が確立されているとまではいえ ません。したがって、P子は、この慣 習法に基づいて、R社がマグカップβ を製作などしないように請求すること もできないのです。

そうすると、皆さんは、動物が大好 きで心の優しいP子が、なぜ救済され ないのか、切なさでいっぱいになると 思います(なかなか童話のようなハッ ピーエンドとはいかないですね)。

ですが、もしP子にQ助の名前など が持つ顧客吸引力を独占的に利用する 権利を認めた場合には、確かにP子に とっては利益になりますが、一方で、 他の人たちにとっては多大な不利益と なることもあるでしょう。

すなわち、Q助の名前などが持つ顧 客吸引力を利用する行為のなかでも具 体的にはどのような行為について、P 子の持つ権利が及ぶのかが分からない ためです。権利の及ぶ範囲がはっきり しないと、私たちは動物園のウサギを 写真に撮ることまで躊躇するように なってしまうかもしれません。

最高裁判所は、物のパブリシティ権 を認めたときに、このように私たちの 行動が極端に制限されるような場合が 生じることを懸念しているのです。

### よりいこ

今回紹介した判決は、他人の所有物 の名称や形などをその所有者に無断で 利用しても、所有権、物のパブリシティ 権、慣習法などに基づいて、差止請求 や損害賠償請求などをされることはな いとはっきりと述べた点で実務に与え る影響が大きいものです。

すなわち、私たちは、原則として、 他人の所有物であっても、名称などは 自由に使用できるということです。

もちろん、他人の所有物の名称など が、他の知的財産法によって保護され ている可能性は十分にありますから、 その点は細心の注意が必要です。

**例えば、P子が「マグカップ」につ** いて、「Q助」の文字を商標登録して いる場合に、R社が「Q助」の文字を 「マグカップ」に付けて販売すれば、 P子の商標権を侵害する可能性は当然 あります(これで少しはハッピーエン ドになりましたよね。ホッ**♥**)。

それでは今回の「物のパブリシティ 権」のレッスンはここまでにしておき ましょう。皆さんお疲れさまでした。

#### 中川 淨宗(Kiyomune Nakagawa)

# 鈴木・中川特許事務所 所長/弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を 開設、幅広く知的財産の実務に携わり、専 修大学・神奈川大学では講師も務める。 講義でも本稿でも知的財産の世界を知財ビギ ーに分かりやすく説明するのがポリシ-弾ける曲で一番好きな曲は「乙女の祈り」。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3 -35横浜エクセレントⅢ 1€1045-651-0236 URL: http://www.ipagent.jp E-mail: customer@ipagent.jp